

平成30年度 事業推進概要

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

平成29年1月、京都の指定暴力団六代目会津小鉄会は、七代目襲名を巡って分裂し、分裂した会津小鉄会組織の双方に、六代目山口組と神戸山口組が後ろ盾となり、代理戦争の様相を呈し、いつ抗争事件が発生してもおかしくない状態であります。

地元暴力団である会津小鉄会のこのような動きに対して、京都府暴力追放運動推進センターでは、抗争事件を未然に防止するため、設立以来初めてとなる適格都道府県センター制度を利用し、組事務所が所在する住民からの委託を受けて、事務所使用禁止等仮処分命令の申立を行い、その申立が全面的に認められる決定が出され、市民生活の安全と平穩の確保に努めることができました。

警察の厳しい取り締まりや暴排活動の強化等により、暴力団員は、年々減少傾向にあります。暴力団員はこれまでの伝統的な資金獲得活動に加えて、特殊詐欺事件への介在などに対応して、一層多様化・巧妙化し、市民生活の安心・安全が脅かされています。

京都府暴力追放運動推進センターは、警察、弁護士、関係機関、さらには地域住民等との連携強化を図り、事業活動である暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動、支援活動等の各種事業活動に取り組んでまいりました。

今後も暴力団排除意識の高揚を図り、府民の皆様からの信頼が益々高まる公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターとして、令和元年度の事業活動を進めていきます。

I 事業報告

1 広報啓発活動

(1) 広報資料等の作成配布

- 講習・講演・各種協議会での暴排活動広報紙としての、機関誌（会報）
 - ・暴排冊子「企業対象暴力の現状と対策」・チラシの利用
- 各種協議会支援活動の活性化を図るための暴排活動広報紙として、チラシ、リーフレットの配布
- K B S 京都ラジオ放送を利用した「暴排運動」広報
- 賛助会研修会における書籍（不当要求・クレーマー撃退のポイント）
広報啓発チラシ等の配布
- 全国大会（府民大会）での「暴排運動」における
 - ・京都駅地下（通称コトチカ）デジタルサイネージ（ビジョン）の電照
広告による暴力団等反社会的勢力排除運動広報
 - ・地下鉄四条駅における大型ポスターの掲示
 - ・暴排啓発グッズ「お香のしおり」（3,000個）
 - ・全国大会実施のチラシ
- 京都府警察本部及び東山暴力犯対策協議会等との合同による中心繁華街での暴力団排除広報啓発活動でのチラシ・マスク等の配布
- 責任者講習受講者用配付資料（パンフレット等）
 - ・不当要求防止責任者教本（1,500部）
 - ・企業対象冊子「企業対象暴力の現状と対策」（800部）
 - ・一般対象冊子「暴力団情勢と対策」（700部）
 - ・共通一般パンフレット「民暴相談のしおり」（1,300部）
- ポスターの作成配布
 - ・会報（700部）
 - ・暴追標語入2019年カレンダー（暴力追放）（500部）
 - ・広報用 チラシ 6種類（各5,000枚）
 - ・広報用リーフレット（500部）
- 講習・広報等啓発グッズ
 - ・不当要求防止ラベル（1,000部）
 - ・ウエットティッシュ（2,000個）
 - ・マグネットバー（1,000部）
 - ・メガネ拭き（500個）
 - ・マスク・使い捨てカイロ等（3,500枚）
- パンフレット・ビデオ・暴排グッズの作成配布・貸出
- 地下鉄京都駅デジタルサイネージ利用の「三ない運動プラス1」を中心とした暴排運動推進の電照広告。（7日間）

(2) 暴排資料の配布等

京都府・京都市暴排条例施行に伴い、暴排ビデオ・のぼりの貸出しやパンフレット・チラシ・暴排グッズ等を地域・職域研修会及び各種会合等において、配布するなど広報啓発活動に努めた。

(3) 警察本部とタイアップした広報啓発活動

京都府警察音楽隊・カラーガード隊「ミュージックパトロール」コンサート(6月11日)を利用し、チラシ・啓発メモ帳を配布し暴排運動高揚を図った。

(4) 第87回民事介入暴力対策京都大会 平成30年「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」の開催

6月8日、「ロームシアター京都」において、全国の警察・暴追センター、府内の市町村・各暴力追放対策協議会メンバー・企業及び暴力団排除活動に熱意のある一般市民等約1,900名の参加を得て、第1部の式典「表彰・大会宣言等」と第2部の当センター上原忠晴事業課長による

「命でんでんこ」～反社会的勢力から身を守る漢方薬

の記念講演を催した。

第3部は、京都府警察本部音楽隊・カラーガード隊による演奏を行った。

(5) 各地域・職域「暴力追放大会」等への参加と支援活動

地域・職域暴力対策協議会設立及び自治体の暴追大会、総会、研修会等には専務理事、上原事業課長が可能な限り積極的に参加し、京都府警察本部組織犯罪対策第二課と連携のもと暴力排除講演・資料の提供等の支援を行うとともに暴排意識の高揚に努めた。

(6) 暴力団排除広報啓発活動

京都府警察本部及び東山地区暴力犯対策協議会等との合同による広報啓発活動を12月5日中心繁華街である祇園・木屋町地域において実施した。

(7) 大相撲京都場所等の後援

4月4日舞鶴文化公園体育館と、10月17日島津アリーナの2回にわたり実施された、大相撲舞鶴場所と大相撲京都場所において、暴排活動を実施して、暴力団の介入を阻止した。

(8) 特殊詐欺防止啓発

暴力団の資金源となっている特殊詐欺防止啓発の「通帳・キャッシュカードケース」2,000個を、京都府警察本部捜査第二課と伴に作成配布を行い、特殊詐欺による暴力団資金源の防止に努めた。

(9) 主要な行事等参加支援状況

- 大相撲舞鶴場所暴排活動 (4月)
- 京都地区企業防衛対策協議会総会 (4月)
- 不動産取引における暴力団等排除定時総会 (5月)
- 京都建設業総会 (5月)
- 遊技業暴力対策協議会総会 (5月)
- 犯罪被害者支援連絡協議会 (5月)
- 柔道整復師協会総会 (6月)
- 銀行警察連絡協議会 (6月)
- 東山地区暴力犯対策協議会 (6月)
- 京都府警備業協会暴力対策協議会 (6月)
- 下京地域暴力対策協議会総会 (6月)

- 京都建設業暴力追放協議会定時総会 (6月)
- 京都府伏見暴力排除対策協議会 (7月)
- 生命保険警察連絡協議会総会 (8月)
- 京都府自動車販売店暴力排除対策協議会総会 (8月)
- 京都府銀行警察連絡協議会 (9月)
- 宇治市久御山町暴力追放・少年非行防止住民大会 (9月)
- 京都府証券警察連絡協議会総会 (10月)
- 暴力団離脱・社会復帰協議会 (10月)
- 大相撲京都場所暴排活動 (10月)
- 京都七条ホテル暴排協議会 (10月)
- 国交省暴排講演 (11月)
- 綾部市民大会講演 (11月)
- 上京署暴力排除対策協議会 (11月)
- 東山警察署を中心とした「中心繁華街」の暴排ローラー (12月)
- 京丹波町建設業協会暴排協議会 (12月)
- 京都府ゴルフ場暴力団・防犯対策協議会 (1月)
- 行政書士会責任者講習会 (2月)
- 山城農協暴排協議会 (2月)
- 少年被害者支援研究分科会 (2月)
- 京都伝統工芸暴排協議会 (2月)
- 不動産取引における暴力団等排除定時総会 (3月)

2 組織活動の支援

(1) 暴力団事務所に対する使用禁止等仮処分命令決定に対する間接強制の申立事件

指定暴力団六代目会津小鉄会心誠会事務所に対する使用禁止等仮処分命令の決定の告知を受けた日以降、債務者が決定事項の義務に違反し、指定暴力団六代目会津小鉄会心誠会の建物内に指定暴力団六代目会津小鉄会心誠会その他の指定暴力団の構成員を立ち入らせるなどして、同建物を指定暴力団六代目会津小鉄会心誠会その他の指定暴力団の暴力団事務所として使用したときは債務者は、債権者に対し、当該違反した日の1日につき金100万円を支払えとの申立を行い、その決定も出された。

(2) 大会、総会、研修会等を通じての支援

全国暴力追放運動中央大会(11月)に参加した他、地域・職域暴排組織が開催する各種暴排協議会等に専務理事・事業課長・総務課長等が積極的に参加し暴排講演・配布資料提供等の支援を行った。

また、各業界に対して「暴力団の介入を防止するため(暴排条項)」の冊子等を組織支援活動の一環として関係各社に配布した。

(3) 不当要求防止責任者に対する支援

新しく選任された不当要求防止責任者講習については、対応要領等を身に

つける絶好の機会であることから、受講者と関連のある理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った他、民暴委員会弁護士による講演を行い、実際に取り扱う個々の事案について個別に質問が寄せられた場合には、その都度具体的な指導と支援を行った。

(4) 京都府暴力追放功労表彰(6月8日ロームシアター京都於)

○ 全国表彰

平成29年11月全国表彰が行われた暴力追放に功労があった

個人……職員表彰 福原 祐司(前事務局次長)

団体……京都信用保証協会

に、警察庁長官、全国暴力追放運動推進センター会長名の連名の表彰状が授与された。

○ 京都府暴力追放功労表彰

「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」

において、地域、職域で暴排活動を積極的に推進し、多大な功労があった

個人……東山地区暴力犯対策協議会 会長 野村 一雄

団体……暴力団組事務所使用禁止等仮処分命令申立 弁護士

エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社

に、京都府暴力追放運動推進センター会長(京都府知事)・京都府警察本部長連名の表彰状が授与された。

○ 感謝状(賛助会)

京都府暴力追放運動推進センターの賛助会員として、長年にわたり多大な功労があった

日本中央競馬会 京都競馬場

京都建設業暴力追放協議会

京都府自動車販売店協会

一般社団法人生命保険協会 京都府協会

株式会社 京都銀行

京都中央信用金庫

京都信用金庫

に、京都府暴力追放運動推進センター会長(京都府知事)京都府警察本部長連名の感謝状が授与された。

○ 近畿ブロック暴力追放功労表彰

近畿地区において特に功労があり、その活動の模範となる団体及び個人に贈られる表彰であり、

個人……弁護士 谷口 和大

団体……西日本高速道路株式会社関西地区

に近畿管区警察局長と近畿ブロック暴力追放運動推進センター会長である大阪府知事の連名表彰状が授与された。

(5) 賛助会員等に対する反社会的勢力からの被害防止セミナーの開催

賛助会員等対象に、平成30年9月27日「ホテルグランヴィア京都」において開催し、京都府警察本部組織犯罪対策統括室室長(野口幸夫警視)の「会津小

鉄会の歩みと諸対策について」講演を行った。

特別講演として福岡県暴力追放運動推進センター専務理事藪正孝氏の講演「ヤクザと暴力団」を実施した。

3 相談活動

(1) 相談所の開設

○ 常設相談所

センター事務所において、土・日・祝日を除く毎日、暴力相談を開設（午前9時～午後4時まで）している。

○ 京都府下舞鶴市役所市民相談課主催の「困りごと相談所」を年4回開催しており、舞鶴警察署員の応援を得て当センター相談員を派遣し、

平成30年5月25日 舞鶴市西駅交流センター

平成30年5月26日 赤れんが2号館東コミュニティセンター

平成30年11月30日 舞鶴市南公民館

平成30年12月1日 舞鶴市西駅交流センター

において「暴力相談所」を設けて対応した。

(2) 相談活動状況

※平成30年度

	相談受理状況 250件 (前年同期対比 -51件)	
相談方法	電話	101件 (-33件)
	面接	124件 (-19件)
	インターネット等	25件 (+1件)
対象別件数	暴力団員	4件 (-13件)
	右翼標榜者	0件 (0件)
	不明	246件 (-38件)
相談内容	暴力的不当要求行為	1件 約0.4%
	刑法等の罪に関するもの	9件 約3.6%
	暴力団事務所関係	0件 約0%
	離脱・加入強要等	0件 約0%
	その他	240件 約96.0%

(3) 相談活動等に対する広報

京都府・各市町村等発行の広報紙及びセンター発行の暴力相談チラシ(7種)ポスターを配布し広報に努めた。

4 少年対策事業

(1) 支援活動

6月30日、島津アリーナ京都(京都府立体育館)で開催の「第40回少年を

明るく育てる京都大会」主催（京都府少年補導連絡協議会）に協賛支援した。

- (2) 平成31年2月22日少年被害者研修会に出席し、少年の薬物犯罪の現状等について説明した。

5 救済事業

- (1) 見舞金等支給状況

会津小鉄会心誠会事務所や藤武事件などの訴訟支援を受けた「暴力団被害者救済基金」へ10万円を支援した。

- (2) 京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会

京都府・刑務所・京都労働局・京都府警察等関係機関と連携した暴力団離脱者に係る社会復帰対策協議会を開催した。（10月11日京都府庁）

- (3) 京都刑務所からの依頼による暴力団関係の被収容者に対する暴力団離脱指導で、12月10日講演等を行った。

6 研修活動等

- (1) 暴力追放相談委員研修会

平成30年5月9日、東京グランドヒル市ヶ谷において全国暴力追放運動推進センターが主催する「暴力追放相談委員研修会」に参加した。

- (2) 近畿ブロック暴力追放推進センター連絡協議会定例会議等

10月3日、近畿管区警察局において、同連絡協議会の開催に参加し、意見交換等研修を行った。

- (3) 他府県暴力追放大会等への参加

○ 近畿府県実施の暴力追放大会

- ・ 滋賀県 10月17日 平成30年度暴力追放滋賀県民大会
(琵琶湖ホール)
- ・ 和歌山県 10月30日 平成30年度和歌山県民大会
(和歌山市民会館)
- ・ 兵庫県 11月7日 第27回暴力追放兵庫県民大会
(神戸文化ホール)
- ・ 大阪府 11月8日 第27回暴力追放府民大会
(大阪国際文化交流センター)

○ 全国暴力追放大会等

- ・ 新潟県 11月2日 第88回暴力追放大会
(朱鷺メッセ新潟コンベンションセンター)
- ・ 東京都 11月27日 平成30年度全国暴力追放運動中央大会
(明治記念会館)

- (4) 全国専務理事等研修会

平成30年10月19日、東京グランドヒル市ヶ谷において全国暴力追放運動推進センターが主催する「暴力追放運動推進センター専務理事・事務局長研修会」に参加した。

7 受託事業

平成23年4月1日「京都府暴力団排除条例」施行に伴い、関連がある理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った。

(1) 実施回数

	平成30年度	平成29年度	前年同期対比
実施回数	34回	35回	- 1回
受講人員	1502人	1,317人	+ 185人

(2) 講習種別と実施回数等

種別	回数 (前年同期対比)	受講人員 (前年同期対比)
選任時講習	28回 (+3)	1286人 (+425)
定期講習	6回 (-4)	216人 (-240)
臨時講習	0回 (±0)	0人 (±0)
計	34回 (-1)	1502人 (+185)

(3) 職業別受講人員

公務員	交通運輸	金融業等	その他	計
120人 (-247)	39人 (-37)	177人 (+3)	1166人 (+466)	1502人 (+185)

凡例 () は、前年対比

※ その他は、建設業等（建設・土木・電気業等）、小売業、飲食業、行政書士、ホテル旅館等

(4) 使用教材等

○ 不当要求防止責任者教本(実務編・法令編・対応編)

○ 講習用資料パンフレット等

- ・ 民暴相談のしおり
- ・ 企業・行政対象暴力の現状と対策
- ・ 暴力団情勢と対策

○ 暴排ビデオ等の効果的活用

「不当要求の手口と対応あなたならどうする？」 「解説 暴排条例」
「不当要求・クレームへの初期対応」「暴排のシナリオ」「鉄の砦」

○ 受講修了書等の交付（配布）

- ・ 受講修了書（選任時講習受講修了書・定期講習受講修了書）
- ・ 「不当要求防止責任者選任事業所」プレート

- (1) 「第87回民事介入暴力対策京都大会」について、京都弁護士会、京都府警、京都府暴力追放運動推進センターの各関係者が、当センターにおいて、全国大会に向けての三者間の適切な連携を図るため三者協定研修会を開催した。
- (2) 京都府警察・京都弁護士会・京都府暴力追放運動推進センターの各関係者が、暴力団排除活動を行うため、三者間での適切な連携を図るため「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定（三者協定）」に基づき、平成30年5月15日当センターにおいて三者協定研修会を開催した。